

証券コード 157A
2026年9月14日
(電子提供措置の開始日2026年9月7日)

株 主 各 位

東京都渋谷区神南一丁目4番9号
グリーンモンスター株式会社
代表取締役 小 川 亮

第13期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://greenmonster.co.jp/ir/info/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年9月28日（月曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月29日（火曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル1F
TKPガーデンシティ渋谷 ホールB
3. 目的事項
報告事項
 1. 第13期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第13期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・ 主要な事業所等
 - ・ 会社の新株予約権等に関する事項
 - ・ 会計監査人に関する事項
 - ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
 - ・ 連結株主資本等変動計算書
 - ・ 連結注記表
 - ・ 株主資本等変動計算書
 - ・ 個別注記表

議決権行使方法のご案内

当日ご出席されない場合



○郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年9月28日（月曜日）午後6時必着



○「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次ページをご覧ください。

行使期限 2026年9月28日（月曜日）午後6時まで



○インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご送信ください。詳細につきましては次ページをご覧ください。

行使期限 2026年9月28日（月曜日）午後6時まで

当日ご出席される場合



○株主総会への出席

当日、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

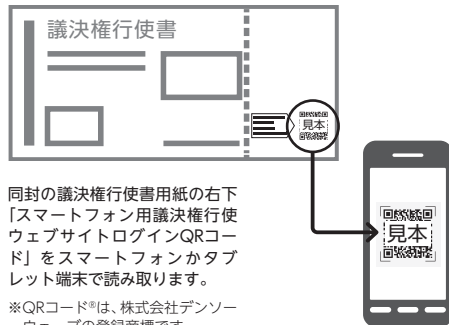
株主総会日時 2026年9月29日（火曜日）午前10時開催

※書面（郵送）による議決権行使とインターネット（「スマート行使」を含む。）による議決権行使が重複して為された場合は、到着日時を問わず、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※インターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が複数回為された場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

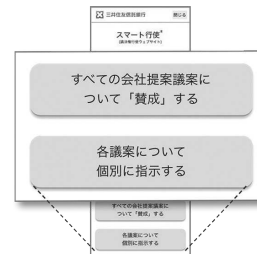
①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンカメラで読み取ります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが以下のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

インターネットによるご行使について

お手元の議決権行使書用紙の、所有株式数が印字されている面の左下に記載されている「議決権行使コード」及び「パスワード」をご用意のうえ、アクセスをお願いいたします。

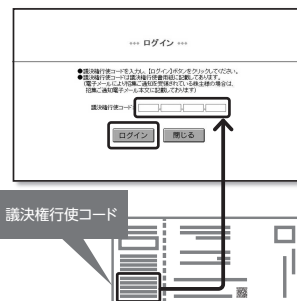
①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



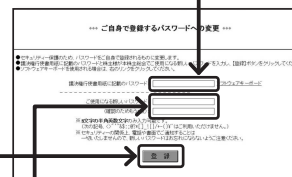
②ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「初期パスワード」をご入力ください。



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。
「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化するとともに、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督との分離と経営の意思決定の迅速化を行い、更なる企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 当社は、現行定款第45条において剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨規定しており、その一部と内容が重複する現行定款第7条を削除するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。(下線部分が変更箇所)

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
第7条 (自己の株式の取得) 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定</u> により、取締役会の決議によって自己の株式 を取得することができる。	(削除)
第8条～第11条 (条文省略)	第7条～第10条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第18条 (条文省略)	第11条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第19条 (取締役の員数) 当社の取締役は、7名以内とする。	第18条 (取締役の員数) 1. 当社の取締役 (<u>監査等委員である取 締役を除く。</u>) は、7名以内とする。 2. 当社の <u>監査等委員である取締役は、 5名以内とする。</u>
(新設)	
第20条 (取締役の選任方法) 1. 取締役は、株主総会において選任する。	第19条 (取締役の選任方法) 1. 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそ れ以外の取締役とを区別して、株主総 会において選任する。</u>
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. (条文省略)	3. (現行どおり)

現行定款	変更案
第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新設） （新設） （新設）	第20条（取締役の任期） <u>1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>4. 会社法第329条第３項の規定により選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
第22条（代表取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第21条（代表取締役） 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。
第23条（条文省略）	第22条（現行どおり）

現行定款	変更案
第24条（取締役会の招集通知） 1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 （新設） 第25条～第26条（条文省略） 第27条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 第28条（条文省略）	第23条（取締役会の招集通知） 1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第24条（重要な業務執行の決定の委任） <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u> 第25条～第26条（現行どおり） 第27条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。 第28条（現行どおり）

現行定款	変更案
第29条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 第30条（<u>取締役会の責任免除</u>） （条文省略） 第5章 <u>監査役及び監査役会</u> 第31条（<u>監査役の員数</u>） <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u> 第32条（<u>監査役の選任方法</u>） <u>1. 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	第29条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。 第30条（取締役の責任免除） （現行どおり） （削除） （削除） （削除）

現行定款	変更案
<u>第33条（監査役の任期）</u> <u>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>第34条（常勤監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> <u>第35条（監査役会の招集）</u> <u>1. 監査役会を招集するときは、監査役会の日日の3日前までに、各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u> <u>第36条（監査役会の決議の方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u>	(削除) (削除) (削除) (削除)

現行定款	変更案
<u>第37条（監査役会の議事録）</u> <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u> <u>第38条（監査役会規則）</u> <u>監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u> <u>第39条（監査役の報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> <u>第40条（監査役の責任免除）</u> 1. <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削除) (削除) (削除) (削除)

現行定款	変更案
(新設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新設)	<u>第31条（常勤監査等委員）</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	<u>第32条（監査等委員会の招集通知）</u> <u>1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>第33条（監査等委員会の決議の方法）</u> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</u>
(新設)	<u>第34条（監査等委員会の議事録）</u> <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u>

現行定款	変更案
(新設)	<u>第35条（監査等委員会規則）</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めのあるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第41条～第42条（条文省略）	第36条～第37条（現行どおり）
第43条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	第38条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第7章 計算	第7章 計算
第44条～第47条（条文省略）	第39条～第42条（現行どおり）
(新設)	<u>附則</u>
(新設)	<u>第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> <u>当社は、第13期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	おがわ あきら 小 川 亮 (1978年9月10日生) 再任	2007年11月 株式会社インデックス（現 イグジット株式 会社） 入社 2014年 3 月 当社入社 2014年 3 月 当社代表取締役就任（現任）	202,760株
	【取締役候補者とした理由】 優れた経営手腕とリーダーシップにより当社の企業価値を大きく向上させており、経営全般に関する 卓越した知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。		
2	ワン ウィリアム William Wang (1990年3月9日生) 再任	2011年11月 Hypemarks, Inc. 共同創業者 兼COO 2014年 3 月 Chinasoft International Ltd. Head of Corporate Development 2022年 1 月 BC Technology Group Limited (現 OSL Group Ltd.) 2022年 6 月 Nova River LP, パートナー 2025年 8 月 SUMO Ventures Management, LLC. マネージングディレクター（現任） 2026年 1 月 当社入社 当社執行役員ブロックチェーン・インフラ ストラクチャー事業担当 2026年 6 月 当社取締役就任 2026年 7 月 当社代表取締役就任（現任） (重要な兼職の状況) SUMO Ventures Management, LLC. マネージングディレクター	一株
	【取締役候補者とした理由】 国際的なビジネスや新しいテクノロジーに関する豊富な経験及び知見を有していることから、引き続 き取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	ふじさわ ありさ 藤沢 亜理沙 (1985年12月30日生) 再任	2008年 4 月 株式会社リクルート 入社 2009年 1 月 比較.com株式会社（現 手間いらず株式 社） 入社 2010年 1 月 株式会社インデックス（現 イグジット株式 会社） 入社 2013年 7 月 当社入社 2014年 3 月 当社事業部管掌取締役就任（現任）	322,000株
	【取締役候補者とした理由】 事業部門の責任者として当社の売上拡大に大きく寄与しており、当社における豊富な業務経験と、事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。		
4	わたなべ りゅうし 渡邊 竜士 (1972年 1 月20日生) 再任	1996年 4 月 野村證券株式会社 入社 2010年 3 月 野村證券株式会社 マネージングディレクター 2014年 6 月 トムソン・ロイター・マーケティング株式会社 (現リフィニティブ・ジャパン株式会社) 執行役員 2018年 1 月 Payward Japan株式会社 代表取締役社長 2018年 9 月 Payward Asia株式会社 代表取締役社長 2020年 6 月 アクセンチュア株式会社 プリンシパルディレクター 2021年 9 月 ニューヨークメロン信託銀行株式会社 代表取締役社長 2023年 1 月 株式会社電通 ディレクター 2025年 1 月 株式会社400F COO 2025年10月 株式会社5.0Lab 代表取締役社長（現任） 2026年 6 月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社5.0Lab 代表取締役社長	一株
	【取締役候補者とした理由】 金融業界などで幅広い経験と事業経営に関する豊富な知見を有しており、当社グループの業務執行に貢献していることから、引き続き取締役候補者としました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	のきな あきら 軒名 彰 (1958年1月20日生) 再任	1982年 4 月 日興証券株式会社（現 SMBC日興証券株式 会社） 入社 2016年 4 月 日興システムソリューションズ株式会 社 代表取締役会長 2017年 6 月 日本郵便株式会社 社外取締役 2018年 7 月 ビジネスコーチ株式会社 社外取締役（現 任） 2019年 1 月 株式会社オハラ 社外取締役（現任） 2019年 6 月 北洋証券株式会社 代表取締役会長 2022年 6 月 株式会社はせがわ 社外取締役（現任） 2025年 9 月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） ビジネスコーチ株式会社 社外取締役 株式会社オハラ 社外取締役 株式会社はせがわ 社外取締役	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 証券業務の豊かな知識と高い見識を有しており、また企業経営者として豊富な経験を有しているこ とから、当該知見を活かして特に資本政策や経営戦略について専門的な観点から、当社グループの業 務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。 なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
6	ラバリア ライアン Ryan Rabaglia (1977年10月1日生) 再任	2014年 1 月 ANX International Ltd. 設立 (共同創業者) 2016年 4 月 Octagon Strategy Ltd. 設立 (共同創業者) 2018年 7 月 BC Technology Group Limited (現 OSL Group Ltd.) マネージングディレクター 2019年 3 月 Libra Capital Ventures Pte. Ltd., 設立 (共同創業者 兼 CIO) 2023年 9 月 Blockchain.com Singapore Pte. Ltd. ディレクター (現任) Blockchain.com Cayman Limited ディレクター (現任) 2026年 6 月 当社取締役 (現任) Blockchain.com Singapore Pte. Ltd. ディレクター Blockchain.com Cayman Limited ディレクター	一株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 金融業界等における豊富な実務経験と専門性を有しており、暗号資産市場等におけるトレーディング及び流動性供給に関する深い知見を有しており、当該知見を活かして事業戦略の妥当性及び経営の監督機能の強化に関する助言を行い、当社の企業価値向上に寄与することを期待したためであります。 なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4ヶ月であります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 軒名彰氏及びラバリアライアン (Ryan Rabaglia) 氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、軒名彰氏及びラバリアライアン (Ryan Rabaglia) 氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当社は、軒名彰氏及びラバリアライアン (Ryan Rabaglia) 氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
- その契約内容の概要は、次のとおりです。
- ・会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する。
 - ・損害賠償責任の限度額は、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 小川亮氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるDon't Look Back in Anger株式会社が所有する株式数を含んでおります。
7. 藤沢亜理沙氏の戸籍上の氏名は、豊田亜理沙であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	みやこし てつや 宮腰 哲也 (1962年9月11日生) 新任	1986年 4 月 三菱信託銀行株式会社（現 三菱UFJ信託 銀行株式会社） 入社 2016年11月 菱進ホールディングス株式会社 取締役 2021年 3 月 ミヨシ油脂株式会社 常勤監査役 2025年 9 月 当社常勤監査役（現任）	一株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 長年の金融機関における経験があり、金融・財務・コーポレートガバナンスに関する幅広い知見と経験を有しております。これまでの豊富な経験を、当社グループの適切な監査に活かしていただくことを期待したためであります。 なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。			
2	かわむら あつし 河村 敦志 (1969年5月30日生) 新任	1994年 4 月 株式会社東海銀行 入行 1997年 7 月 Tokai Bank Europe plc 出向 2008年 1 月 佐藤総合法律事務所 2017年 3 月 東京あおい法律事務所（現任） 2020年 6 月 岡崎信用金庫 非常勤監事（現職） 2020年12月 当社 監査役（現任） (重要な兼職の状況) 岡崎信用金庫 非常勤監事	一株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 弁護士としての専門的な資格を有しており、法務及び財務に関する豊富な知識と経験を有しております。過去の当社役員としての活動においても、取締役会及び監査役会のすべてに出席し、専門的見地から経営の適法性及び妥当性を確保するための有益な発言及び助言を適宜行ってまいりました。同氏のこれまでの高い専門性と豊富な実務経験は、当社のコーポレート・ガバナンス体制の維持・向上、並びに経営への適切な監督・監査機能の強化に大きく寄与いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。 なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	ゆのき ようすけ 柚木 庸輔 (1979年12月18日生) <u>新任</u>	2004年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ） 2010年11月 税理士法人タックスアイズ 2016年 8 月 株 式 会 社 YUNOKI ACCOUNTING PARTNERS 代表取締役（現任） 2025年 3 月 株式会社ANAPホールディングス 取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社YUNOKI ACCOUNTING PARTNERS 代表取締役 株式会社ANAPホールディングス 取締役	一株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 公認会計士としての専門資格を有しており、財務、会計、監査、さらにはIPOや暗号資産アドバイザーに関する豊富な専門知識と高度な実務経験を有しております。また、他社における代表取締役や監査役としての豊富な知見も備えております。同氏の有する高い専門性と他社経営への参画経験は、当社の財務会計体制の適正性確保、ガバナンス体制の強化、並びに経営に対する客観的かつ適切な監督・監査機能の向上に大きく寄与いただけるものと判断し、候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宮腰 哲也氏、河村 敦志氏及び柚木 庸輔氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、宮腰 哲也氏及び河村 敦志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、宮腰 哲也氏、河村 敦志氏及び柚木 庸輔氏が監査等委員である取締役として選任された場合、独立役員となる予定であります。
4. 当社は、宮腰 哲也氏、河村 敦志氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏らが監査等委員である取締役として選任された場合、監査等委員である取締役として当該契約を継続する予定であり、柚木庸輔氏との間で当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
- その契約内容の概要は、次のとおりです。
- ・会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する。
 - ・損害賠償責任の限度額は、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が原案どおり選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。また、補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」による変更後の定めに従い、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとなります。ただし、本選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
なかむら なおき 中村 直樹 (1974年4月22日生)	2002年10月 中央青山監査法人 2007年 1 月 有限責任あずさ監査法人 2012年 8 月 RSM清和監査法人 2023年 3 月 琉球アスティーダスポーツクラブ(株) 社外監査役就任(現任) 2025年 9 月 NEO ASIA JAPAN(株) 社外監査役就任 (現任)	一株
【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 公認会計士としての専門資格を有しており、財務、会計、監査等に関する豊富な専門知識と高度な実務経験を有しております。同氏の有する高い専門性は、当社の財務会計体制の適正性確保、ガバナンス体制の強化、並びに経営に対する客観的かつ適切な監督・監査機能の向上に大きく寄与いただけるものと判断し、補欠の社外取締役候補者としていたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中村直樹氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 中村直樹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が員数を欠くことにより監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を独立役員として指定する予定であります。

4. 員数を欠くことにより監査等委員である取締役现就任した場合、当社は会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
- その契約内容の概要は、次のとおりです。
- ・会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する。
 - ・損害賠償責任の限度額は、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。中村直樹氏が員数を欠くことにより監査等委員である取締役现就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2023年11月30日開催の定時株主総会において、年額150百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額150百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内）とすることにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は事業報告「3. 会社役員に関する事項（4）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて固定報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30百万円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

事業報告

2025年7月1日から
2026年6月30日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年7月1日～2026年6月30日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移した一方、物価の上昇や為替相場の変動、海外経済の減速懸念等により、依然として先行き不透明な状況が続きました。金融・資産形成の分野におきましては、政府による「資産運用立国」の実現に向けた取り組みや金融経済教育の充実に加え、2026年12月に施行が予定されるiDeCo（個人型確定拠出年金）の拠出限度額の引上げ等の制度拡充も背景に、個人の投資及び資産形成に対する関心は一層の高まりを見せております。

このような事業環境の中、当社グループは、「体験型投資学習事業」及び「資産形成支援事業」を展開してまいりました。体験型投資学習事業におきましては、FX取引体験型学習アプリ「FXなび」、株取引体験型学習アプリ「株たす」、株＆積立投資シミュレーションアプリ「トウシカ」等の機能改善開発及びコンテンツ配信を通じて、新たに投資を始めたい方々の支援に取り組んでまいりました。株分野は引き続き好調に推移し、「株たす」は過去最高の売上高を更新するとともに、実践型金融プログラムに係る投資支援システムについて特許を取得いたしました。一方、FX分野につきましては、ユーザー体験の向上に取り組んだものの、広告市場の変化等の外部環境の影響により獲得効率が低下したことから、費用対効果を重視し、ユーザー獲得を抑制する方針で運営いたしました。

資産形成支援事業におきましては、個人の資産形成を支援する子会社各社を通じて、投資スクール及びファイナンシャルプランニングに関するサービスを提供してまいりました。当連結会計年度におきましては、2026年2月に株式会社Financial Free Collegeを子会社化し、同社を連結の範囲に含めたことに加え、株式会社ファイナンシャルインテリジェンス及び株式会社FPコンサルティングにおいても順調に契約の獲得が進んだことから、当事業の売上高は大きく成長いたしました。

また、新たな成長領域として、金融AI及びブロックチェーン・インフラストラクチャー事業に着手し、香港子会社の設立等の海外拠点の整備を進めるとともに、金融AI及びブロックチェーン決済領域における技術の調査・検証を実施いたしました。なお、当該領域への投資

等を目的とした資金調達については、当連結会計年度後の2026年7月31日に実施しており、その詳細は後発事象に記載のとおりであります。

なお、当連結会計年度において、連結子会社でありましたブラックモンスター株式会社を連結の範囲から除外しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績については、売上高は、1,921,420千円(前年同期比4.3%減)、営業損失は276,459千円(前年同期の営業利益は123,675千円)、経常損失は273,361千円(前年同期の経常利益は125,961千円)、親会社株主に帰属する当期純損失は375,351千円(前年同期の親会社株主に帰属する当期純利益は32,652千円)となりました。

なお、従来当社グループは単一セグメントである「投資学習支援事業」の重要性が大きく、セグメント別の記載を省略しておりましたが、当連結会計年度において、投資スクールの運営並びにファイナンシャルプランニングサービスからなる「資産形成支援事業」の業績が伸長し重要性が増したことから、当連結会計年度より、報告セグメントを「体験型投資学習事業」及び「資産形成支援事業」の2つに区分して記載することといたしました。セグメントごとの業績は次のとおりです。

(体験型投資学習事業)

売上高は、1,200,954千円、セグメント損失は287,743千円となりました。

(資産形成支援事業)

売上高は、707,711千円、セグメント損失は6,851千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等(無形固定資産(のれんを除く)含む)の総額は8,570千円であり、その主な内容はソフトウェアの取得3,800千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の確保を目的として、取引銀行との間で締結している当座貸越契約に基づき、当連結会計年度中に300,000千円の借入を実行いたしました。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2026年2月27日付けにて株式会社バイアンドホールドよりFinancial Free College事業を譲り受けました。

(5) 対処すべき課題

① 当社グループのサービスに対する認知度向上

当社グループが継続的な成長を遂げるには、投資学習の社会的意義や当社グループのサービスについて、広く世間一般の人々の認知度を向上させることが重要であると考えております。

当社グループは、継続的な事業拡大はもちろんのこと、認知度向上のためのWeb広告、マス広告、イベント出展等による広告宣伝活動を通して、認知度向上を図っていくことが重要であると認識しております。

② プロダクトの強化

当社グループが継続的な成長を遂げるには、当社グループプロダクトであるアプリの品質向上を図り、ユーザーにより良い投資学習体験を提供していくことが重要であると考えております。当社グループは、継続的にアプリの機能やUI/UXの強化・改善を行ってまいります。

③ 人材確保と組織体制の整備

当社グループの事業の継続的な成長の実現に向けて、サービスを企画・設計するプランナー人材、事業の拡大やアライアンスを手がける事業開発人材等を中心に、優秀な人材を採用し、強固な組織体制を整備することが重要だと認識しております。今後も積極的な採用活動と教育を推進していく一方で、従業員が中長期にわたって活躍しやすい環境の整備、企業カルチャーの醸成及び人事制度の構築等を進め、組織力の強化に取り組んでまいります。

④ システムの安定稼働

当社グループのサービスは、その大部分がインターネットを利用したサービスであり、システムの安定的な稼働が不可欠です。そのため、不正アクセス対策、コンピュータウィルス対策、データの管理等の徹底を図っております。今後見込まれる利用者数及び取引量の増加や取扱いデータ容量の拡大に伴うシステム投資、適切な人員体制の拡充を計画的に行うとともに、データのバックアップ体制強化等についても努めてまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。当社グループはこれまでも体制整備を進めてまいりましたが、今後も事業規模の拡大に伴って、管理系の各部署における優秀な人材の採用・確保、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査

の実施によるコーポレート・ガバナンスの充実などを行っていく方針です。

⑥ 財務上の課題

当社グループは、金融機関からの借入金を有しており、当連結会計年度において損失を計上したことに伴い、手元流動性は前連結会計年度に比べて減少しております。もっとも、2026年6月末時点において、金融機関との間で総額1,300百万円の当座貸越契約を締結しており、このうち300百万円については短期借入金として借入を実行しておりますが、残る1,000百万円の借入余力を有していることから、当面の資金繰りには支障はないと考えております。今後は、収益力の回復及び営業キャッシュ・フローの改善を財務上の重要な課題と位置づけ、内部留保の確保と財務体質の強化に努めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況

	2023年6月期 第10期	2024年6月期 第11期	2025年6月期 第12期	2026年6月期 第13期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	1,711	1,957	2,006	1,921
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	169	231	125	△273
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	121	156	32	△375
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	49.83	59.33	10.37	△118.20
総資産 (百万円)	1,065	1,850	1,821	2,015
純資産 (百万円)	639	1,472	1,430	1,046
1株当たり純資産 (円)	262.15	461.51	456.71	323.69

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式の総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社F Pコンサルティング	10百万円	100.0%	ファイナンシャル・プランニング
株式会社ファイナンシャルインテリジェンス	9百万円	100.0%	投資スクールの運営
株式会社Financial Free College	10百万円	100.0%	投資スクールの運営

(8) 主要な事業内容（2026年6月30日現在）

事業セグメント	事業内容
体験型投資学習事業	体験型投資学習アプリの開発・運営
資産形成支援事業	投資スクールの運営並びにファイナンシャルプランニングサービス

(9) 従業員の状況（2026年6月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数（名）	前連結会計年度末比増減「増」
44（1）	1

（注）従業員数は就業員数であり、臨時従業員は（）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
35	34.3	3.1	5,898

（注）上記のほか、臨時従業員が存在しないため記載しておりません。

(10) 主要な借入先の状況（2026年6月30日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社東日本銀行	300百万円
株式会社みずほ銀行	40百万円

(11) 重要な後発事象

当社は、連結会計年度の末日後である2026年7月15日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当により新株予約権6,500個（潜在株式数650,000株）を発行いたしました。当該新株予約権の発行は、AI、ブロックチェーン及び新興インフラ技術への投資、技術基盤及びソリューションの開発・整備、香港拠点の構築・運営、次世代金融教育分野における研究開発、人材採用及び事業開発等を目的とするものであります。

2. 会社の株式に関する事項（2026年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 13,259,600株
- (2) 発行済株式の総数 3,314,900株（自己株式81,900株を含む）
- (3) 株 主 数 2,167名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
USBK SUMO JAPAN VENTURES SEGREGATED PORTFOLIO OF FUNDVIEWS SPC LTD	909,840株	28.14%
藤沢 亜理沙	322,000株	9.96%
小川 亮	202,760株	6.27%
ABN AMRO CLEARING BANK N.V., SINGAPORE BRANCH	152,000株	4.70%
楽天証券株式会社	115,700株	3.58%
久保 ひふみ	110,000株	3.40%
GMOクリック証券株式会社	109,800株	3.40%
WMグロース4号投資事業有限責任組合	90,000株	2.78%
INTERACTIVE BROKERS LLC	82,782株	2.56%
中谷 正和	55,000株	1.70%

(注) 小川亮の所有株式数には、Don't Look Back in Anger株式会社が所有している株式数（40,000株）を含めた実質所有により記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年6月30日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
小 川 亮	代表取締役	
藤 沢 亜理沙	取締役	事業部管掌
ワン ウィリアム	取締役	SUMO Ventures Management, LLC. マネージングディレクター
渡 邊 竜 士	取締役	株式会社5.0Lab 代表取締役社長
軒 名 彰	社外取締役	ビジネスコーチ株式会社 社外取締役 株式会社オハラ 社外取締役 株式会社はせがわ 社外取締役
ラバリア ライアン	社外取締役	Blockchain.com Singapore Pte. Ltd. ディレクター Blockchain.com Cayman Limited ディレクター
宮 腰 哲 也	常勤社外監査役	
末 廣 貴 司	社外監査役	公認会計士、税理士 株式会社Aiming 社外監査役
河 村 敦 志	社外監査役	弁護士 岡崎信用金庫 非常勤監事

- (注) 1. 取締役 軒名 彰氏及び取締役 ラバリア ライアン氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 宮腰 哲也氏、監査役 末廣 貴司氏及び監査役 河村 敦志氏は、社外監査役であります。
3. 2025年9月25日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって、開原信一氏及び中島真志氏は取締役を、島田 一氏は監査役を任期満了により退任いたしました。
4. 当社は、取締役 軒名 彰氏、取締役 ラバリア ライアン氏、監査役 宮腰 哲也氏、監査役 末廣 貴司氏及び監査役 河村 敦志氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役ワン ウィリアム氏が兼任しているSUMO Ventures Management, LLC.は、当社株式の28.14%を保有する当社の主要株主であるUSBK SUMO JAPAN VENTURES SEGREGATED PORTFOLIO OF FUNDVIEWS SPC LTDの管理会社であります。
6. 監査役 末廣 貴司氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に相当程度の知見を有しております。
7. 監査役 河村 敦志氏は、弁護士の資格を有しており、法務及び財務に相当程度の知見を有しておりま

す。

8. 藤沢 亜理沙氏の戸籍上の氏名は、豊田 亜理沙であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役2名及び社外監査役3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該被保険者がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、取締役の報酬等の額は、株主総会により承認された報酬限度額の範囲内で、役位、キャリア、経営責任の度合い等に基づき、代表取締役小川亮が報酬案を作成し、取締役会での審議を経て、取締役会決議により決定しております。なお、現在は固定報酬のみで、業績連動報酬は導入しておりません。また、監査役の報酬等の額は、株主総会により承認された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議で決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2023年11月30日であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を150百万円（社外取締役20百万円）以内（決議時点の取締役の員数は4名、うち社外取締役1名）とするものであります。また、当社の監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2023年11月30日であり、決

議の内容は監査役年間報酬総額の上限を30百万円以内（決議時点の監査役の員数は3名）とするものであります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員 の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	45,100 (1,800)	45,100 (1,800)	—	—	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	13,500 (13,500)	13,500 (13,500)	—	—	4 (4)

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	軒 名 彰	当事業年度の就任後における取締役会の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、経営者としての見地から、主に経営戦略から経営全般に関する発言を適宜行っております。
社外取締役	ラバリア ライアン	当事業年度の就任後における取締役会の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、経営者としての見地から、主に経営戦略から経営全般に関する発言を適宜行っております。
社外監査役	宮 腰 哲 也	当事業年度の就任後における取締役会及び監査役会の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融機関出身者としての専門的見地から、コンプライアンス及び財務会計の分野など経営全般に関する発言を適宜行っております。
社外監査役	末 廣 貴 司	当事業年度の取締役会及び監査役会の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、主に財務会計の分野から経営全般に関する発言を適宜行っております。
社外監査役	河 村 敦 志	当事業年度の取締役会及び監査役会の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地及び経験に基づき、経営の適法性及び妥当性を確保するための発言を適宜行っております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識しており、配当原資確保のため収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としています。当社は、体験型投資学習アプリで、配当や株主優待の学習コンテンツを提供しており、『おかねの学び』を提供する会社だからこそ、自社を事例とした学習コンテンツの提供機会を確保すると同時に、株主の皆様との中長期的な関係構築に向けた施策の一つとして、剰余金の配当を継続しております。

当事業年度につきましては、親会社株主に帰属する当期純損失を計上する結果となりましたが、前期と同額の1株当たり10.0円の期末配当を実施することといたしました。

なお、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等に係る決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

5. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	1,474,209	流動負債	932,436
現金及び預金	1,090,817	買掛金	61,611
売掛金	177,287	短期借入金	300,000
未収消費税等	50,814	1年内返済予定の長期借入金	10,008
未収還付法人税等	33,849	未払金	163,206
その他	125,583	未払法人税等	28,287
貸倒引当金	△4,143	未払消費税等	14,891
		契約負債	306,670
固定資産	541,252	その他	47,761
有形固定資産	2,632	固定負債	36,423
建物	29,057	長期借入金	30,778
工具器具備品	22,258	繰延税金負債	5,645
減価償却累計額	△48,683	負 債 合 計	968,860
無形固定資産	377,782	(純 資 産 の 部)	
のれん	361,392	株主資本	1,046,481
ソフトウェア	16,389	資本金	45,370
投資その他の資産	160,837	資本剰余金	550,920
投資有価証券	0	利益剰余金	496,765
繰延税金資産	143,881	自己株式	△46,574
その他	16,956	新株予約権	120
		純 資 産 合 計	1,046,601
資 産 合 計	2,015,461	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,015,461

連結損益計算書

2025年7月1日から
2026年6月30日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,921,420
売上原価		1,351,118
売上総利益		570,302
販売費及び一般管理費		846,762
営業損失		276,459
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,464	
受取家賃	2,331	
その他	1,553	6,350
営業外費用		
支払利息	1,846	
為替差損	1,401	
その他	4	3,252
経常損失		273,361
特別損失		
減損損失	71,458	
子会社株式売却損	17,514	88,973
税金等調整前当期純損失		362,335
法人税、住民税及び事業税	39,025	
法人税等還付金	△18,647	
法人税等調整額	△7,362	13,016
当期純損失		375,351
親会社株主に帰属する当期純損失		375,351

貸 借 対 照 表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	1,228,779	流動負債	475,941
現金及び預金	662,187	買掛金	35,010
売掛金	129,264	短期借入金	300,000
関係会社未収入金	358,622	1年内返済予定の長期借入金	10,008
未収還付法人税等	33,849	未払金	107,346
その他	48,999	未払費用	15,931
貸倒引当金	△4,143	未払配当金	797
固定資産	393,109	未払法人税等	145
有形固定資産	0	その他	6,703
建物	27,857	固定負債	30,778
工具器具備品	17,926	長期借入金	30,778
減価償却累計額	△45,783	負 債 合 計	506,719
投資その他の資産	393,109	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	0	株主資本	1,115,049
関係会社株式	380,900	資本金	45,370
その他	12,209	資本剰余金	514,111
		資本準備金	13,470
		その他資本剰余金	500,641
		利益剰余金	602,142
		利益準備金	6,322
		その他利益剰余金	595,819
		繰越利益剰余金	595,819
		自己株式	△46,574
		新株予約権	120
		純 資 産 合 計	1,115,169
資 産 合 計	1,621,888	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,621,888

損 益 計 算 書

2025年 7 月 1 日から
2026年 6 月30日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,209,896
売上原価		1,076,152
売上総利益		133,744
販売費及び一般管理費		419,818
営業損失		286,074
営業外収益		
受取利息及び配当金	58,043	
その他	15,669	73,712
営業外費用		
支払利息	1,844	
為替差損	1,401	3,246
経常損失		215,608
特別損失		
子会社株式売却損	8,400	
減損損失	41,266	49,666
税引前当期純損失		265,274
法人税、住民税及び事業税	602	
法人税等還付金	△18,647	
法人税等調整額	33,114	15,069
当期純損失		280,344

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年8月21日

グリーンモンスター株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人 東京事務所		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴 見 寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下 川 高 史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、グリーンモンスター株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グリーンモンスター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年8月21日

グリーンモンスター株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人 東京事務所		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴 見 寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下 川 高 史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グリーンモンスター株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 過去(2023年2月)の代表取締役の言動に関するハラスメント事案（以下「本事案」といいます。）について、当社第三者委員会による調査の結果、2026年7月28日付「調査報告書」（以下「調査報告書」といいます。）において、当該代表取締役の言動は、当社の「企業倫理憲章・行動基準」が禁止するハラスメントに該当するとともに、上場会社の代表取締役に求められる倫理観に照らして著しく不適切なものであったと評価されております。

なお、調査報告書において過去の事業年度における代表取締役の不適切な行為として本事案に関する指摘があったものの、第13期事業年度においては、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、本事案について、調査報告書のなかで、原因分析と再発防止策の提言をいただいております。当社は再発防止策を着実に実施することにより、より一層のコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化を図る方針ですが、当監査役会としても、再発防止策の実施状況を監視・検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月21日

グリーンモンスター株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 宮 腰 哲 也

監査役（社外監査役） 末 廣 貴 司

監査役（社外監査役） 河 村 敦 志

以上

東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル1F
TKPガーデンシティ渋谷 ホールB

交通のご案内

- J R 渋谷駅 東口 (徒歩3分) ■東 急 東 横 線 渋谷駅 B5番出口 (徒歩2分)
 ■東京メトロ銀座線 渋谷駅 (徒歩3分) ■東急田園都市線 渋谷駅 B5番出口 (徒歩2分)
 ■東京メトロ半蔵門線／副都心線 渋谷駅 B5番出口 (徒歩3分)



◎駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

電子提供措置の開始日2026年9月7日

第13期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

主要な事業所等
会社の新株予約権等に関する事項
会計監査人に関する事項
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

グリーンモンスター株式会社

主要な事業所等（2026年6月30日現在）

(1) 当社

本社	東京都渋谷区神南1丁目4-9
----	----------------

(2) 子会社

株式会社FPコンサルティング	大阪府大阪市北区梅田1-1-3
株式会社ファイナンシャルインテリジェンス	東京都新宿区新宿4丁目3-17
株式会社Financial Free College	東京都渋谷区神南1丁目4-9

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において取締役及び監査役が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第4回新株予約権
発行決議日		2021年9月30日
新株予約権の数		36,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 36,000株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり370円 (1株当たり 370円)
権利行使期間		2023年10月1日から 2031年8月31日まで
行使の条件		(注) 1
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2,400個
		目的となる株式数 2,400株
		保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 一個
		目的となる株式数 一株
		保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個
		目的となる株式数 一株
		保有者数 一名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- 1 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- 2 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合又は、株式譲渡、株式交換、合併その他の組織再編により当社が他の会社の子会社や消滅会社となる議案が当社取締役会の決議により承認された場合にのみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- 3 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- 4 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- 5 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項

	第1回新株予約権
発行決議日	2019年11月22日
新株予約権の数	180,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 180,000株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり185円 (1株当たり 185円)
権利行使期間	2021年11月29日から 2029年11月28日まで
行使の条件	(注) 1
割当先	受託者 中村 直樹 コタエル信託株式会社 (信託口)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- 1 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- 2 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日後の下記（e）に定められる期間において、次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。
 - (a) 判定価格（下記（e）に定義する。以下同じ）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
 - (b) 判定価格を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、判定価格を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が判定価格を下回る価格となったとき。
 - (e) 上記（a）ないし（d）における「判定価格」を以下のとおり定義する。
 - （i）割当日から1年間：行使価額に100%を乗じた価格（ただし、上記（2）において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。）

- (ii) 割当日の1年後から1年間：行使価額に200%を乗じた価格（ただし、上記（2）において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。）
- 3 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役もしくは従業員又は業務委託先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - 4 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - 5 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - 6 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,400千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、次のとおり内部統制の整備・強化に取り組んでおります。

- 1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会は、取締役会規程に基づき月1回これを開催することを原則とし、取締役間の意思疎通及び相互の業務を監督する。また、社外取締役が取締役会に参加することにより、経営の透明性及び健全性の維持に努めることとする。
 - ・取締役及び使用人の職務執行について、適正な職務の執行を徹底するとともに、代表取締役が任命する内部監査担当者による内部監査及び社外監査役を含む監査役会が定める監査方針に従って実施する監査役監査により、監督強化を図ることとする。
 - ・取締役及び使用人は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、排除する体制の整備に努める。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役は、職務の執行に係る重要な情報及び文書は文書管理規程に従い適切に保存及び管理し、取締役及び監査役が当該文書等を常時閲覧できることとする。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、事業活動に伴い生じる各種リスクについては、リスク点検表に基づき、未然防止策の策定及び進捗管理を行う。
 - ・情報管理に係るリスクについては、情報管理規程に基づき、リスク管理体制の構築及び継続的な改善等を行う。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・職務権限規程に基づき、適切かつ効率的な意思決定及び職務執行を図ることとする。
- 5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・企業内不祥事の未然・拡大防止を目的として、内部通報規程に基づき内部通報制度を構築し、法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- 6 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の管理は、子会社管掌取締役が統括し、職務執行の報告等を受け、必要に応じて取締役会への上程及び報告を行う。

- 7 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその独立性に関する事項並びに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役会が職務を補助すべき使用人を求めた場合、指名された使用人がその職務を行うこととする。
 - ・ 監査役の職務を補助する使用人への監査業務に関する指揮命令権は、監査役に属するものとする。
- 8 当社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び当社の監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 取締役会は監査役及び監査役会に対して、当社における次の事項を報告することとする。
 - ・ 会社に著しい損害を及ぼす事項
 - ・ 毎月の経営状況として重要な事項
 - ・ 監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ・ 重大な法令及び定款の違反
 - ・ その他内部通報制度により通報されたコンプライアンス上重要な事項
 - ・ 前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び従業員に対して報告を求めることができる。
 - ・ 取締役及び使用人が監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをしないこととする。
 - ・ 内部通報制度の通報者が不利な取扱いや報復、差別を受けないことを明文化するとともに、プライバシー・人権配慮の確保を図ることとする。
- 9 子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- ・ 子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者が、直接又は内部通報制度等を用いて間接的に当社の監査役に報告する体制を整備する。
 - ・ 前項より報告した者が監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをしないこととする。

- 10 監査役の職務の執行について生ずる費用の償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 監査役より監査費用の立替金の精算請求があった場合、当社及び当社グループは直ちにこれを支払うこととする。
- 11 監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 監査役会規則の定めに基づき、監査役は重要な会議に出席して意見を述べるとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針をたしかめ、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換をすることとする。
 - ・ 監査役は必要に応じて取締役及び重要な使用人等からの個別ヒアリングの機会を設けることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

今期における当社の業務の適正を確保する体制（内部統制システム）の運用状況の概要は、次のとおりです。

1 取締役の職務の執行

定時取締役会を12回、臨時取締役会を11回開催し、重要な業務執行の決定を行うとともに、業績、事業の進捗、リスク管理、内部監査の状況など、重要事項について適宜報告し、取締役の職務執行の監督を適切に行いました。

2 リスク管理並びにコンプライアンス体制

リスク・コンプライアンス委員会を4回開催し、当社のリスク管理及びコンプライアンスに関する方針、組織体制、規程等の策定及び改廃、法令遵守の状況のモニタリング、コンプライアンス意識の啓発や研修、リスクマネジメントに関して協議し、重要な事項を取締役会へ報告いたしました。

3 監査役監査の実効性の確保

監査役は、監査役会等を14回開催し、取締役会や経営会議等、重要会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との定期的な意見交換等を通じ、客観的・合理的な監査を実施いたしました。なお、監査役は内部監査担当との連携を確保しております。

連結株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年7月1日残高	34,184	539,734	903,445	△46,574	1,430,790
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	11,185	11,185	－	－	22,371
剰余金の配当	－	－	△31,328	－	△31,328
親会社株主に帰属する 当期純損失	－	－	△375,351	－	△375,351
連結会計年度中の変動額 合計	11,185	11,185	△406,679	－	△384,308
2026年6月30日残高	45,370	550,920	496,765	△46,574	1,046,481

	新株予約権	純資産合計
2025年7月1日残高	180	1,430,970
連結会計年度中の変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)	△60	22,311
剰余金の配当	－	△31,328
親会社株主に帰属する 当期純損失	－	△375,351
連結会計年度中の変動額 合計	△60	△384,368
2026年6月30日残高	120	1,046,601

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

3社

連結子会社の名称

株式会社FPコンサルティング

株式会社ファイナンシャルインテリジェンス

株式会社Financial Free College

2. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

連結の範囲の変更

当連結会計年度において、連結子会社でありましたブラックモンスター株式会社の全株式を2025年10月10日に譲渡したため、同社を連結の範囲から除外しております。

2026年2月25日に株式会社Financial Free Collegeを新規設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価の方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

・移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
工具器具備品	3年～8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間（5年）によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

体験型投資学習アプリにかかる収益は、提携先との契約に基づき当社のコンテンツのユーザーが提携先のサービス登録、申込等を行い、提携先での検収が完了した時に契約上の履行義務を充足したものととして収益を認識しています。

ファイナンシャルプランニングサービスにかかる収益は、顧問契約に基づき役務提供の履行義務を負い、契約期間にわたり収益を認識しております。ただし、セミナーの開催や個人向け金融教育やライフプランニングの提供等、短期の請負契約の場合については顧客の検収を受けた時点で収益を認識しております。

投資スクール事業にかかる収益は、顧客との契約に基づき契約期間にわたりサービスを提供することを履行義務として識別しております。これらの履行義務は時の経過につれて充足されると判断し、顧客との契約において約束された対価の金額を契約期間にわたり収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（4年～8年）にわたって、均等償却を行うこととしております。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

前連結会計年度において、流動資産の「その他」に含めていた未収還付法人税等及び未収還付消費税等は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立して掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	株式会社FPコン サルティング	株式会社ファイ ナンシャルイン テリジェンス	株式会社 Financial Free College	合計
のれん	11,338	166,906	183,148	361,392

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当連結会計年度末の連結計算書類に計上されているのれんは、連結子会社及び事業の取得時における将来の超過収益力に関連して発生したものであり、効果の発現する期間にわたって定額法により償却しております。のれんの減損の兆候や認識の判定においては、取得時における事業計画と実績の比較及び将来の事業計画を検討することにより、当該超過収益力が毀損しているかどうかを判定しております。なお、当連結会計年度において、減損の兆候はないと判断しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

のれんの算定基礎となる将来の事業計画における売上高の成長率や新規会員の増加数等を主要な仮定として織り込んでおります。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に与える影響

上述した将来の事業計画の見積りの仮定には不確実性があり、経営環境の悪化等により事業計画と実績に乖離が生じた場合は、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 当社グループは運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	1,300,000千円
借入実行残高	300,000千円
差引額	1,000,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,314,900株

2. 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 81,900株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

取締役会決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2025年8月14日	普通株式	利益剰余金	31,328	10.00	2025年6月30日	2025年9月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

取締役会決議	株式の 種類	配当金の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2026年8月14日	普通株式	利益剰余金	32,330	10.00	2026年6月30日	2026年9月15日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の
目的となる株式の種類及び数

普通株式 189,400株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

資金計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する投資であり、そのため当社グループ又は投資先の事業方針の変更などにより当初計画した効果が得られないリスクがあります。

営業債務である買掛金及び未払金は全て1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、為替変動リスクを軽減するために為替予約を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち、61.66%が特定の大口顧客（上位3社）に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金	40,786	38,636	△2,149
負債計	40,786	38,636	△2,149

(※ 1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「短期借入金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※ 2) 市場価格のない株式等は、上表に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
非上場株式	0

(※ 3) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,090,817	—	—	—
売掛金	177,287	—	—	—
合計	1,268,105	—	—	—

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金	10,008	30,778	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	—	38,636	—	38,636
負債計	—	38,636	—	38,636

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(企業結合に関する注記)

Financial Free Collegeの事業取得（取得による企業結合）

(1) 企業結合の概要

①被取得事業の名称及び事業の内容

株式会社バイアンドホール드가営む「Financial Free College」事業（投資スクールの運営事業）

②企業結合を行なった主な理由

実践に直結するプログラム設計と運営実績を強みに、多くの受講生から支持を得てきた投資スクール事業「Financial Free College」を取り込むことで当社グループの資産形成支援事業の強化を図るとともに、体験型投資学習事業とのシナジーが見込めると判断したためであります。

③企業結合日

2026年2月27日（みなし取得日2026年2月28日）

④企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

⑤結合後企業の名称

株式会社Financial Free College

⑥取得企業を決定するに至った経緯

対価を負担して事業を譲り受けた株式会社Financial Free Collegeを取得企業としております。

- (2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
2026年3月1日から2026年6月30日
- (3) 被取得事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
取得の対価 現金 300,000千円
取得原価 300,000千円
- (4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー費用等 23,000千円
- (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
のれん 196,230千円
発生原因 今後の事業展開により期待される超過収益力によるものであります。
償却方法及び償却期間 定額法により5年で償却しております。
- (6) 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額並びに主な内訳
取得原価の配分において識別した資産は、繰延税金資産103,770千円のみであり、引き受けた負債はありません。取得原価300,000千円から当該資産の金額を控除した196,230千円を、のれんとして計上しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント		その他	合計
	体験型投資学習 事業	資産形成支援 事業		
体験型投資学習コンテンツ	1,200,954	—	—	1,200,954
投資スクール	—	429,146	—	429,146
ファイナンシャルプランニン グサービス	—	278,565	—	278,565
その他	—	—	12,754	12,754
顧客との契約から生じる収益	1,200,954	707,711	12,754	1,921,420
外部顧客への売上高	1,200,954	707,711	12,754	1,921,420

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、広告事業を含んでおります。

2. 当社グループは従来、投資学習支援事業の単一セグメントとしておりましたが、当連結会計年度において、資産形成支援事業の業績が伸長し重要性が増したことから、当連結会計年度より、報告セグメントを体験型投資学習事業と資産形成支援事業の2つに区分して記載しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4.会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	204,201	177,287
契約負債	61,447	306,670

(注) 契約負債は、契約期間に応じて収益を認識するファイナンシャル・プランニング顧問契約に係る顧客からの前受金に関するもの及び投資スクール事業による顧客からのセミナーの前受金に関するものであります。契約負債は、いずれも収益の認識に伴い取り崩されます。なお、当連結会計年度において契約負債の残高は、前連結会計年度末に比べ245,223千円増加しております。これは主に、株式会社Financial Free Collegeの連結範囲への加入に伴い、同社が当期に顧客から受け入れた前受金が増加したことによるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

(固定資産の減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
グリーンモンスター株式会社（東京都渋谷区）	事業用資産（本社オフィス関連）	建物、工具器具備品、差入保証金	41,266
ブラックモンスター株式会社（東京都渋谷区）	その他	のれん及びソフトウェア	30,192
合計			71,458

当社グループは、資産のグルーピングにあたり、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を基礎としております。上記の資産グループについては、収益性の低下等により投資額の回収が見込めなくなったと判断されたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	323円 69銭
1 株当たり当期純損失（△）	△118円 20銭

(重要な後発事象に関する注記)

(新株予約権の発行)

当社は、2026年7月15日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当により新株予約権を発行することを決議し、2026年7月31日付で発行いたしました。本新株予約権の発行の概要は次のとおりであります。

(1) 発行の目的及び理由

当社グループは、AI、ブロックチェーン及び新興インフラ技術を活用した次世代金融インフラ領域への事業展開を成長戦略として位置付けており、当該事業展開及び香港拠点の構築・運営等に係る成長投資資金を確保するため、本新株予約権を発行することといたしました。

(2) 発行の概要

割当日	2026年7月31日
新株予約権の総数	6,500個 (第7回1,000個、第8回2,000個、第9回3,500個)
発行価額の総額	3,510,000円
潜在株式数	650,000株 (第7回100,000株、第8回200,000株、第9回350,000株)
行使価格	第7回1,250円、第8回2,050円、第9回2,500円
資金調達の額	1,413,510,000円 (差引手取概算額1,400,090,000円)
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 (第三者割当)
行使期間	2026年7月31日から2028年7月30日まで

(3) 資金使途

資金調達は、AI、ブロックチェーン及び新興インフラ技術への投資、香港拠点の構築・運営、次世代金融教育に向けた新ソリューションの研究開発、その他AI及びブロックチェーン・インフラストラクチャー事業の開発・準備・運用に充当する予定であります。

(4) 希薄化への影響

本新株予約権の行使により、発行済株式総数 (2026年7月15日現在3,314,900株) に対して19.61% (議決権ベースで20.11%) の希薄化が生じる見込みであります。

(海外子会社の設立)

2026 年 5 月 15 日付「子会社設立に関するお知らせ」にて公表しておりました海外子会社の設立について、2026年7月31日付で設立手続きが完了しました。

(1) 海外子会社設立の理由

ブロックチェーン・インフラ事業の海外戦略拠点として香港子会社を設立し、今後の事業展開、海外ネットワーク構築、人材採用及びパートナーシップ推進等を加速するため海外子会社を設立することといたしました。

(2) 設立する子会社の概要

(1)	名称	Be My Monster Ltd.	
(2)	所在地	77 Mody Rd, Tsim Sha Tsui East, Hong Kong	
(3)	代表者の役職・氏名	William Wang (ウィリアム・ワン)	
(4)	事業内容	ブロックチェーン・インフラ事業	
(5)	資本金	500 万香港ドル (1 億円 1 香港ドル=20 円換算)	
(6)	設立年月日	2026 年 7月31日	
(7)	大株主及び持株比率	当社 100%	
(8)	上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社 100%出資により設立されます。
		人的関係	当社の取締役が当該子会社の取締役を兼務します。
		取引関係	新会社のため該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 (繰越利益剰余金)	利益剰余金合計
2025年7月1日残高	34,184	2,284	500,641	502,925	3,190	910,624	913,814
事業年度中の変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	11,185	11,185	－	11,185	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	3,132	△34,460	△31,328
当期純損失	－	－	－	－	－	△280,344	△280,344
事業年度中の変動額合計	11,185	11,185	－	11,185	3,132	△314,805	△311,672
2026年6月30日残高	45,370	13,470	500,641	514,111	6,322	595,819	602,142

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2025年7月1日残高	△46,574	1,404,350	180	1,404,530
事業年度中の変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	－	22,371	△60	22,311
剰余金の配当	－	△31,328	－	△31,328
当期純損失	－	△280,344	－	△280,344
事業年度中の変動額合計	－	△289,301	△60	△289,361
2026年6月30日残高	△46,574	1,115,049	120	1,115,169

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

関係会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 … 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具器具備品 3年～8年

(3) 収益及び費用の計上基準

体験型投資学習アプリにかかる収益は、提携先との契約に基づき当社のコンテンツのユーザーが提携先のサービス登録、申込等を行い、提携先での検収が完了した時に契約上の履行義務を充足したものとして収益を認識しています。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

前事業年度において、流動資産の「その他」に含めていた関係会社未収入金及び未収還付法人税等は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立して掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 関係会社に対する投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (2026年6月30日)
関係会社株式 (株式会社ファイナンシャルインテリジェンス)	307,350 千円
関係会社未収入金 (株式会社Financial Free College)	357,169 千円

(2) 選別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社の保有する関係会社は市場価格のない株式であり、取得時の超過収益力を含む実質価額が取得原価の50%程度以上低下していないと判断した場合には、実質価額が著しく低下していないものとして減損処理を行わないこととしています。関係会社未収入金については、相手先の財政状態及び将来の事業計画を踏まえ、回収可能性を検討しております。なお、取得時の超過収益力及び回収可能性の検討にあたっては、将来の事業計画の妥当性を検討し、当該事業計画に基づいた超過収益力を算定しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

超過収益力の算定においては、将来の事業計画と実績との比較を行うことにより判断しており、将来の事業計画における売上高の成長率や新規会員の増加数等を主要な仮定として織り込んでおります。

③当事業年度に係る計算書類に与える影響

将来の事業計画は、経営者の判断及び見積りの不確実性を伴うものであり、見積りの前提や仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度の計算書類において関係会社株式の評価損又は関係会社未収入金に係る貸倒引当金の計上等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
2. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。
事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	当事業年度 (2026年6月30日)
当座貸越極度額	1,250,000千円
借入実行残高	300,000千円
差引額	950,000千円

3. 関係会社に対する金銭債権、金銭債務

	当事業年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
短期金銭債権	362,128 千円
短期金銭債務	372 千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

	当事業年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
営業取引による取引高	
売上	7,272 千円
売上原価	14,582 千円
営業取引以外による取引高	14,462 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 81,900株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払金	537 千円
資産調整勘定	10,225 千円
減損損失	14,621 千円
投資有価証券評価損	17,716 千円
繰越欠損金	70,494 千円
その他	2,162 千円
繰延税金資産小計	115,758 千円
評価性引当額	△114,326 千円
繰延税金資産合計	1,431 千円
繰延税金負債	
未収還付事業税	1,431 千円
繰延税金負債合計	1,431 千円
繰延税金資産の純額	- 千円

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との取引高は、次のとおりであります。

属性	会社名	住所	資本金 (千円)	事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係 内容	取引の内容	取引金額 (千円)	勘定科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社FP コンサルティング	大阪府大阪 市北区梅田 1-1-3	10,000	ファイナン シャル・プ ランニング	100	役員の兼 任	経理事務等 の受託等	10,392	未収入金	1,342
子会社	株式会社フ ァイナンシ ャルインテ リジェンス	東京都新宿 区新宿4丁 目3-17	9,000	投資スク ールの運営	100	役員の兼 任	経理事務等 の受託等 売上 広告運用に 係る業務委 託	1,200 7,272 14,582	売掛金	1,031
子会社	株式会 社 Financial Free College	東京都渋谷 区神南1丁 目4-9	10,000	投資スク ールの運営	100	役員の兼 任	経理事務等 の受託等 資金の立替	2,416 355,300	未収入金	357,169

1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 株式会社FPコンサルティングに対する経理事務等の受託料は、業務内容及び業務量を勘案し、双方協議のうえ決定しております。

(2) 株式会社ファイナンシャルインテリジェンスに対する経理事務等の受託料、商品の売上及び広告運用に係る業務委託料は、それぞれ市場の実勢及び業務内容を勘案し、双方協議のうえ決定しております。

(3) 株式会社Financial Free Collegeに対する経理事務等の受託料は、業務内容及び業務量を勘案し、双方協議のうえ決定しております。株式会社Financial Free Collegeに対する未収入金357,169千円は、主に当社が同社の事業譲受に係る対価等を立替払いしたことにより生じたものであります。なお、当該立替金は当事業年度末時点では、無利息であり、返済期日は定めておりません。

3. 上記はいずれも当社の連結子会社であり、当社が議決権の100%を所有しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

344円 90銭

1 株当たり当期純損失 (△)

△88円 28銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2026年7月15日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当により新株予約権を発行することを決議し、2026年7月31日付で発行いたしました。本新株予約権の発行の概要は次のとおりであります。

(1) 発行の目的及び理由

当社グループは、AI、ブロックチェーン及び新興インフラ技術を活用した次世代金融インフラ領域への事業展開を成長戦略として位置付けており、当該事業展開及び香港拠点の構築・運営等に係る成長投資資金を確保するため、本新株予約権を発行することといたしました。

(2) 発行の概要

割当日	2026年7月31日
新株予約権の総数	6,500個 (第7回1,000個、第8回2,000個、第9回3,500個)
発行価額の総額	3,510,000円
潜在株式数	650,000株 (第7回100,000株、第8回200,000株、第9回350,000株)
行使価格	第7回1,250円、第8回2,050円、第9回2,500円
資金調達の額	1,413,510,000円 (差引手取概算額1,400,090,000円)
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 (第三者割当)
行使期間	2026年7月31日から2028年7月30日まで

(3) 資金使途

資金調達は、AI、ブロックチェーン及び新興インフラ技術への投資、香港拠点の構築・運営、次世代金融教育に向けた新ソリューションの研究開発、その他AI及びブロックチェーン・インフラストラクチャー事業の開発・準備・運用に充当する予定であります。

(4) 希薄化への影響

本新株予約権の行使により、発行済株式総数 (2026年7月15日現在3,314,900株) に対して19.61% (議決権ベースで20.11%) の希薄化が生じる見込みであります。